

社会福祉法人 よし乃郷 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よし乃郷（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

2 報酬等の金額の決定にあたっては、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を勘案して、不当に高額なものとならないよう配慮するものとする。

(報 酬)

第2条 法人の定款に定める役員及び評議員に報酬を支給する。

2 常勤の役員は、理事長及び業務執行理事とする。

3 理事長の報酬は月額1,200,000円を超えない範囲内で、業務執行理事の報酬は月額900,000円を超えない範囲内で理事会が経歴や理事の在職年数等を勘案して定める。ただし、法人の職員を兼ねる場合には、報酬を支給しない。

4 非常勤の役員及び評議員の報酬は、日額9,000円とする。ただし、報酬の支給にあたっては、日額に源泉所得税額を上乗せした額を支払う。

(旅 費)

第3条 常勤の役員が出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給額は、法人旅費規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第4条 非常勤の役員及び評議員が理事会及び評議員会へ出席し、又は法人業務により出張したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、片道距離数に応じ、20km未満は2,000円、20km以上30km未満は3,000円、30km以上は5,000円とする。ただし、交通費、通信費等の諸経費が費用弁償の額を超える場合には、その実費を支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員に対しては、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給額は、法人給与規程の定めるところによる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給方法については、法人職員の例による。ただし、非常勤の役員及び評議員については、その都度現金で支払う。

(退職慰労金)

第7条 役員及び評議員が退職したときは、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の支給額は、常勤の役員は報酬月額を超えない範囲内で、非常勤の役員及び評議員は100,000円を超えない範囲内で理事会が在職年数等を勘案して定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程を変更又は廃止するときは、法人の評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。